

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

- 名 称 朝日生命保険相互会社
- 電 話 お客様サービスセンター ☎ 0120-360-567
- ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組み

- 商品名称 無配当引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型)S
- 特 徴 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療に対して、入院給付金・医療費充当給付金・手術給付金・放射線治療給付金で備えることができます。

- ・この保険は、健康上の理由(持病・既往症)により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の医療保険です。そのため、代理店で取り扱っている朝日生命の他の医療保険に比べて保険料が割高となっています。
- ・健康状態によっては、より保険料が割安な朝日生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。

仕組図

主契約

無配当引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型)S

- ◇入院給付金 ◇医療費充当給付金
- ◇手術給付金 ◇放射線治療給付金

一生保障

保険期間:終身

ご契約

保険料払込期間:60・65・70・75・80・85歳払込満了、終身払、10年払込満了

*各給付金の給付倍率について、契約時に以下より選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

給付金名称	選択いただく給付倍率
医療費充当給付金	入院給付金日額×0倍・5倍・10倍・20倍・30倍
手術給付金・放射線治療給付金	入院給付金日額×0倍・5倍・10倍

*次の特約を付加できます(募集代理店によって異なります)。

- 無配当引受基準緩和型通院一時金特約(返戻金なし型)S
- 無配当引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型)S

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっています。

- お取り扱い(申込経路によって異なります)

入院給付金日額*	3,000円～10,000円(1,000円単位)
契 約 年 齢	20歳～85歳
保険料払込期間	60・65・70・75・80・85歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払 10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払)
備 考	医療費充当給付金には、以下の加入限度*があります。 20歳～24歳…10万円 25歳～85歳…15万円

*朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

3 保障内容

無配当引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型) S

(1)入院給付金

■以下の支払事由に該当した場合に入院給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病で1日以上入院をしたとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院:60日 通算:1,000日

保障内容に関する注意事項

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の傷害または疾病により入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

(2)医療費充当給付金

■以下の支払事由に該当した場合に医療費充当給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	1回の入院:1回 通算:50回

保障内容に関する注意事項

- 医療費充当給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍、20倍、30倍より、契約時に選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、医療費充当給付金はありません。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、医療費充当給付金においても、その入院を1回の入院とみなします。

(3)手術給付金

■以下の支払事由に該当した場合に手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因とした所定の手術を受けたとき	入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	無制限*

* 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療に該当する手術は、14日に1回(非電離放射線による療法の場合は60日に1回)の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

保障内容に関する注意事項

- 手術給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より、契約時に選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、手術給付金はありません。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術は、レーザー屈折矯正手術(レーシック)は対象外など、所定の要件があります。

(4)放射線治療給付金

■以下の支払事由に該当した場合に放射線治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因として所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む）を受けたとき	放射線治療1回につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	無制限*

*放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれについて60日に1回を限度とします。

保障内容に関する注意事項

- 放射線治療給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より、契約時に手術給付金の給付倍率と同じ倍率を選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。0倍を選択した場合は、放射線治療給付金はありません。
- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療は、処置・検査は対象外など、所定の要件があります。

保険料払込免除に関する注意事項

- 保険料払込期間中に傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除となります。

無配当引受基準緩和型通院一時金特約(返戻金なし型) S

■以下の支払事由に該当した場合に通院一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日以内に通院したとき	通院一時金額	1回の入院: 1回 通算: 50回

保障内容に関する注意事項

- 通院一時金の支払事由に該当する通院は、入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とした通院をいいます。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、通院一時金においても、その入院を1回の入院とみなします。
- 主契約の入院給付金が支払われる入院日と同日の通院については、通院一時金をお支払いしません。
- 同日に複数の通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ通院一時金をお支払いします。

無配当引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型) S

■以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)	通算: 2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10%相当額	通算: 200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

特約の保険料払込免除に関する注意事項

- 「無配当引受基準緩和型通院一時金特約(返戻金なし型)S」「無配当引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型)S」を付加している場合で、保険料払込期間中に傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときで、主契約の保険料の払込みが免除された場合には、同時にこれらの特約の以後の保険料の払込みも免除となります。

指定代理請求特約(2016)S

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「引受基準緩和型新医療保険(返戻金なし型)S」「引受基準緩和型通院一時金特約(返戻金なし型)S」「引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

5 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

6 死亡給付金について

- この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の死亡給付金があります。
特約	死亡給付金はありません。

7 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

- 具体的な保険料は商品パンフレット等で確認ください。